

社会福祉法人小城市社会福祉協議会 令和 8 年度 事業計画

I 基本方針

我が国においては、2040 年に 65 歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上の人口が増加します。このような一層の高齢化の進展とともに、認知症高齢者や独居の高齢者の増加も見込まれます。一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれ、どのように高齢者を支えていくかが課題となっています。高齢化や人口減少のスピードは地域によって大きな差がある中、高齢者の介護サービス需要やその変化にも地域差があります。地域のサービス供給の状況も様々であり、地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制を確保していくことが必要であります。

また、私たちの身のまわりでは、様々な社会情勢により物価高騰が続き、生活への影響はより大きくなっており、もともと経済的余裕がない世帯はさらに困窮に追い込まれていきます。そのような状況のなか、個人や世帯が抱えるリスクは多様化し、経済的困難にのみならず、生きづらさを抱えた人、孤独・孤立、住居確保などの課題が顕在化するとともに「8050 問題」や育児と介護のダブルケアのように、属性や対象内容といった世代や制度にまたがる課題や制度の狭間にある課題などが表面化しています。

今、社会福祉協議会に求められる役割は、地域全体のニーズ把握や他の機関では対応できないニーズに対しては新たな活動や事業を展開していくこと、社協のプラットフォーム機能を活用し、多職種の連携により地域福祉を推進し、先導的な役割を担っていくことであると考えています。そこで令和 8 年度より、本所・各支所に“生活なんでも相談”『まるっと』を開設して、住民のニーズを把握し、寄り添った活動を実施して包括的な支援体制の構築を進めていきます。

II 基本目標（第 4 次小城市地域福祉活動計画より）

1 気軽に相談できる環境づくり

福祉に関するわかりやすい情報提供や多様な生活課題に対して分野を問わず連携し、相談できる環境づくりを進めます。

2 安心して暮らせる地域づくり

地域での見守りや支え合いの体制の推進と災害時の支援体制を整備し安心して暮らせる地域づくりを進めます。

3 みんなで支える地域づくり

福祉の啓発と交流の場の普及や福祉教育・ボランティア活動を推進し、みんなで支える地域づくりを進めます。

Ⅲ 事業計画

区 分	主 な 事 業 内 容			
1. 法人運営事業	1. 理事会・評議員会の開催			
	5 月	理事会	・ 事業報告及び決算報告	
	5 月	評議員選任解任委員会	・ 評議員の選任	
	6 月	定時評議員会	・ 事業報告及び決算報告	
	1 2 月	理事会	・ 補正予算	
	3 月	理事会	・ 新年度予算及び事業計画の審議他	
	※その他、必要に応じて随時開催します。			
	2. 社協普通会員への加入促進			
住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社協の運営、自主事業の実施のために区長会の協力を得て普通会員募集を行います。				
3. 社協団体会員・賛助会員の加入促進				
各福祉団体及び企業へ本会の趣旨を説明して、賛助会員の加入促進に努めます。				
4. 日本赤十字社の事業促進と会費募集				
日赤会費募集協力の依頼（区長会へ） 4 月				
5. 香典返し寄付者への弔慰品(線香セット)返礼				
6. 赤い羽根共同募金の推進（1 0 / 1 ～ 1 2 / 3 1）				
共同募金・歳末たすけあい募金への協力依頼 （区長会、民生委員児童委員会、ボランティア団体等）				
7. 社協だより（広報誌）の発行(年 6 回、奇数月)				
8. ホームページの公開、情報提供				
ホームページにより、広い世代に向けて社協だよりや各種事業について情報提供を行います。また、随時更新を行い、最新情報の提供をして行きます。				
2. 地域福祉活動事業	1. 高齢者等福祉活動			
	①ひとり暮らし高齢者緊急連絡先の調査			
	②老人クラブ連合会活動への助成			
	2. 身障福祉活動			
手をつなぐ育成会への助成				
3. 児童福祉活動				
①児童遊園地施設整備（新設・補修・撤去費）への助成				
区 分	予定件数	助成率	上限金額	
新 設	1 箇所	工事費の 2 / 3	3 0 0 , 0 0 0 円	
補 修	2 箇所	〃 1 / 2	8 0 , 0 0 0 円	
撤去費	3 箇所	〃 1 / 2	5 0 , 0 0 0 円	

区 分	主 な 事 業 内 容
	②新生児への誕生記念品の贈呈 年間約400冊を贈呈予定。（出生届時） 5種類の中から1冊を選んでいただいています。特に仕掛け絵本が好評を得ています。 4. 母子・父子福祉活動 母子寡婦福祉連合会への助成
	5. ボランティア活動 ①ボランティア相談の推進(登録、斡旋、調整) ②小城市ボランティア連絡協議会への助成・支援 ③小学校・中学校・高校のボランティア活動への助成・支援 ④小城市ボランティア活性化補助事業 新規活動予定のボランティアグループおよび既存のグループを対象として、新規活動に上限4万円を助成します。 (1団体) ⑤ボランティア講座の開催 一般の方やボランティアグループを対象に、地域で高齢者や子どもを見守るボランティアを養成します。 *ボランティアの学びを深める研修会 今後ボランティアを始めていくうえで必要な知識を学ぶ。 *災害ボランティアセンターに関する研修 行政、CSO、ボランティア団体等とともに災害ボランティアセンター訓練を通して、有事の際の連携が取れるようにする。 ⑥福祉教育の推進 地域共生社会の実現に向け、児童や生徒に対し、地域住民や他団体の方々に協力いただき、プログラムに基づいた「福祉の学び」を提供します。福祉団体、個人、社協の協働で、「福祉とは何か」「共生とは何か」を体験学習、ワーク等を通じて福祉教育の推進に努めます。
	6. 小城市支えあいセンター事業 令和7年度（1月末現在）は、202名の利用者と75名の協力ボランティアが登録され、買い物代行やゴミ出し、付き添い支援を1,789件行いました。 利用者の要望として付き添い支援を希望される方が引き続き増えているため、協力できるボランティアを育成します。また、地域に住む高齢者や障がい者の日常生活におけるちょっとした困りごとにも対応できるよう住民相互の助け合い活動を推進します。 また、小城市内の高齢分野の社会福祉法人と協力して、利用者の外出支援に取り組みます。

区 分	主 な 事 業 内 容
	7. 福祉育成・援助活動 ①地域自主ふれあいサロンへの助成 地域住民の交流・通いの場として、介護予防・認知症予防や助け合い活動を自主的に行えるように支援します。 （1地区3万円以内として最長5年間助成し、終了した地区に対し1万円以内として助成します。） ②保護司会・遺族会への助成 ③弁護士無料法律相談所の開設（毎月1回、各町回し）
	④小城市民生委員児童委員連絡協議会への協力支援 総会 4月に開催 役員会 年5回開催 ⑤単位民生委員児童委員協議会への協力支援 単位民協ごとに毎月1回の定例会を開催。 民生委員からの気付き情報に対し実態把握調査とつなぎ支援を行います。
	8. 小城市生活なんでも相談事業 「まるっと」 日常の中で困っていることやどこに相談したらいいか分からないことなどのお悩みに対して地域の身近な相談窓口（小城支所、三日月支所、牛津支所、芦刈支所）で、包括的に相談をお受けします。
	9. 権利擁護相談支援 ①福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート） 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の判断能力に不安を持つ方が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かりなどを行います。 契約後に判断能力が低下している利用者に対して、必要に応じ、成年後見制度へのスムーズな移行に努めます。 また、専門員や生活支援員への計画的な研修等を実施し、利用者へのサービス向上に努めます。 ②小城市成年後見制度利用促進事業 小城市成年後見サポートセンター（成年後見制度利用促進法における中核機関）として成年後見等に関する相談に対応します。また、制度を周知することを目的に、地域住民や関係機関を対象とした研修会等を通して広報・啓発活動を行います。 加えて、地域連携ネットワーク構築に向けた会議を開催し、各関係機関と連携し、支援体制づくりを進めます。

区 分	主 な 事 業 内 容
3. 福祉資金 貸付事業	1. 県社協生活福祉資金の相談受付 金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な世帯、障がい者や介護を要する高齢者の属する世帯に対し、生活の安定を図ることを目的に相談援助を行います。 また、コロナ禍において特例貸付を利用された世帯の生活課題に対して、重点的に相談援助（フォローアップ事業）を行います。 2. 小城市社協福祉資金の貸付・償還（限度額5万円） 貸付の相談に伴う日常生活上の悩み等の相談にも対応します。
4. 市受託事業	1. 小城市元気アップ複合プログラム事業「生きがいサークル」 介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に介護予防・フレイル予防を行うサービスを提供し、できる限り自立した生活を営むことができるよう支援を行います。 令和8年度からは対象地域を小城市全域に拡大し事業を行います。 ①運動機能向上 「いきいき百歳体操」やストレッチ、簡易な器具を用いて運動器の機能向上を支援します。 ②生きがい活動支援（認知症予防） レクリエーション活動や手芸等の趣味活動だけでなく、おやつ作り・園芸活動・野外活動で季節を体感し、楽しみを持っていただけるように支援します。また、地域のボランティアや各団体（婦人会等）へ協力を依頼し、生きがい活動の促進を図ります。 ③社会参加の機会の提供 こども園、小・中学校、ボランティアグループとの交流会を行います。 ④高齢者見守りキーホルダー作成の声かけ 地域包括支援センターと連携し、外出時の不安緩和、緊急時の支援として見守りキーホルダー作成の声かけを行います。 ⑤事業の周知 民生委員・児童委員会定例会へ出席し事業の周知を行います。 また、ふれあいサロンや老人会等に訪問し、パンフレット等を活用して説明を行い、利用者の増加につなげていきます。 ⑥事業休止時の対応 自然災害や感染症の影響により事業が休止された際は、電話で生活状況や体調面について聞き取りを行い必要なときには関係機関と協力し支援を行います。

区 分	主 な 事 業 内 容
	2. 障害者移送サービス事業（福祉有償運送） ① 利用対象者 市内在住の方で障がい者の方や（身体・療育・精神の各手帳所持者） 高齢者の方（要介護認定を受けた方で下肢が不自由な方） ② 移送の方法・利用料 車いすごと乗降できる車両で病院等への移送を提供します。 利用料は初乗りから1.5kmまで400円、1.5kmを超える400mごとに60円加算で、車を待たせるときの待機料金は10分ごとに100円が必要です。
	3. ふれあいサロン事業 保健福祉センターや地区公民館等を活用して、高齢者の介護予防・認知症予防・閉じこもり予防につながる交流の場・通いの場作りの支援を行います。 ①相談支援（ニーズ把握・つなぎ支援） 物忘れ等の気がかり情報の実態把握を行い、本人・家族へ相談支援を行います。（長谷川式スケールで早期発見への取り組み） ②ふれあいサロン交流会の開催 サロン参加者で困りごとや工夫していることなど情報共有することを目的として行います。
	4. 子育て相互支援事業（ファミリーサポート・センター事業） （子どもの一時預かり、送迎、家事支援） ①軽度の病気・病後児の託児 ②育児サポーター養成講座および研修会の開催 多様なニーズへの対応ができるように24時間の講習と子育てサロンで半日実習を行います。 ③利用料補助 5. 地域子育て拠点事業 ①桜楽館・ひまわりに職員を配置して、地域で気軽に集い子育てのことを気軽に話せる場を増やし、孤独感や不安感に対応できるサロンを開催します。桜楽館は月・水・金曜日、ひまわりは火・木曜日開催。 ②子育ての悩み相談（随時）
	6. 小城保健福祉センター「桜楽館」の管理・経営 7. 芦刈保健福祉センター「ひまわり」の管理・経営 市民の利用ニーズの高い子育て広場や高齢者、障がい者および生活に困窮されている方たちに対し、相談の場として市民が安心して利用できるように施設運営に努めます。 令和8年7月より「ひまわり」の集団指導室や診察室に佐賀県農業公社及び佐賀県農業会議が事務所移転されます。借用される部屋については各々で管理されますが、警備や消防設備等については、これまで通り本会で一括して管理します。

区 分	主 な 事 業 内 容
	8. 小城・多久障害者相談支援センター事業 (小城保健福祉センター「桜楽館」に設置) 基幹相談支援センターを運営し、かつ一般的な相談支援事業において、相談支援機能の強化および相談支援事業所への指導・助言を行います。 ①障害者相談支援事業 ・障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援、権利擁護等の援助を行います。 ・サービス事業所、関係機関等との連携で地域生活を支援します。 ②地域生活支援拠点事業 ・地域生活支援拠点コーディネーター業務として緊急事態等において実施主体である小城市・多久市と共に必要なサービスのコーディネートや相談への対応等を行います。 ・緊急時における支援体制構築及び強化に向けた研修会を開催します。 ③障害者虐待防止センター事業 ・障がいのある方への虐待に関する相談・通報等を受け付け、虐待の防止や早期発見、必要な支援等を行います。 ④指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業 ・障害福祉サービス利用時にサービス等利用計画の作成や各種サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、計画の見直しを実施します。
	9. 生活困窮者自立相談支援事業 経済的困窮や社会的孤立から脱却することを支援するため、生活困窮者の自立支援に必要な取り組みを行います。 ①相談窓口の設置 小城保健福祉センター「桜楽館」に設置。 ②自立支援計画の策定 プランを作成し本人にそった支援を行います。 ③任意事業受託先との連携 令和4年度より実施している「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」の受託先の佐賀県社会福祉士会、グリーンコープ生活協同組合さがと連携し包括的な支援を行います。 ④住居確保給付金の支給 離職等で経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）の支給を行い、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担額を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件を満たす方を対象に新たな住まいの確保に要する転居費用（上限あり）を支給します。

区 分	主 な 事 業 内 容
	⑤関係機関等の連絡・調整 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。 ⑥食糧支援事業 事情により一時的に食糧支援が必要となった世帯に対して、食糧の提供を行います。
5. 介護保険事業	1. 居宅介護支援事業（芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置） ① 居宅支援事業所の主な役割・サービス内容 介護相談・専門的な助言、ケアプランの作成、サービス事業者との連絡・調整、モニタリング、介護認定申請の代行、入退院時のサポート等を行います。 ② 支援内容 常勤の主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）を1名配置。利用対象者は要介護1から要介護5までの介護認定を受けた高齢者です。自宅で適切に介護サービスを利用できるよう本人や家族の希望・心身状況に合わせたケアプランを作成、介護サービス事業者との連絡調整を行う等の支援を行います。 ③ 目標 月間取扱居宅サービス計画作成の目標件数は40件。 また、感染症や災害への対応力強化や高齢者虐待防止の推進について、定期的な研修・委員会を開催します。
6. 中部広域連合受託事業	1. 地域包括支援センター（包括的支援事業） （芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置） 小城市南部地域包括支援センター（愛称：おたっしや本舗小城南） 牛津町・芦刈町の高齢者等を対象 ①介護予防ケアマネジメント業務 要支援1・2および事業対象者（基本チェックリスト該当者）が行いたいことや出来るようになりたいことを目標に、地域の中で自立した生活が送れるよう支援を行います。 ②総合相談支援業務 高齢者の介護や福祉などに関する相談や必要な支援を把握し、適切な制度や関係機関と連携が出来るよう専門職が支援を行います。 ③権利擁護業務 成年後見制度の利用支援、消費者被害の防止のための支援、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。

区 分	主 な 事 業 内 容
	④包括的・継続的ケアマネジメント業務 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう介護サービス事業者や医療・行政機関とのネットワークづくりを行います。 また、地域の介護支援専門員の活動を支援します。 (地域ケア会議年12回開催予定、個別事例検討、出前講座など) ⑤生活支援コーディネーター業務 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう、協議体の開催や、集いの場や通いの場、ボランティアサークルなどとマッチングを行います。 地域の様々な機関や団体と連携して、支援体制の構築を進めます。 ⑥認知症地域支援業務 認知症地域支援推進員を中心として、医療や介護サービスなどがうけられるよう関係機関と連携し、状態に応じた適切な支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。 認知症地域支援推進員は、事業推進のため、市の認知症施策と一体となって地域における「認知症理解の促進」を行います。 (認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の実施等) 認知症サポーター等の活動が具体的な支援につながる仕組みづくりを行います。 (チームオレンジコーディネーター配置等)
7. その他	1. 感染症に向けた対策について 当協議会で行っている事業について感染対策に十分注意を行い、利用者が安心して参加できるように努めます。 ①人が集まる事業については、検温や手指消毒などの感染症対策について協力してもらうように努めます。 ②感染者が拡大したときは、休止も含め行政と協議を行い、まん延防止に努めます。